

伊藤（信）委員 自民党の伊藤信太郎でございます。

非常に熱心な議論があるわけですが、私はきょう、情報という観点から幾つか御質問させていただきたいと思います。

現在、日本郵政公社が行っているのは、日本最大のやはり総合情報事業だと思いますね。国民の八割の個人情報を持って、また、郵便を出す出さないという意味においては全国民が関与している情報産業だと思います、まだ情報事業だと思いますけれども。これを民営化するというところでございますから、これを情報産業にしようということでもありますので、とにかくその情報の扱いをどうするかということが、経営面でも法律面でも、あるいは国のありようでも基本的だと思いますので、その点からお伺いしたいと思います。

先般から議論になっておりますけれども、民営化、四分社化するに当たって、情報システムをつくらなければならない、それにソフトで五百数十億、あるいは全体で二千億、三千億という議論が出ておりますけれども、この情報システムというものをどういう設計思想といえますか、どのように構築されるのか。

四分社化ということですから、当然四分社、それぞれの会社に分けて構築されなきゃならないと思いますけれども、まさか端末を四つ別にするというわけにもいかないでしょうし、その辺はどうなっているのか。OSの問題もありますし、コンピューターランゲージの問題もあるでしょう。それから、専用線を使う、あるいはPLCとかいろいろなそういうラインの問題もありますし、それから、大事な情報ですから、そのバックアップの問題をどうするのか。それから、その後のデータ役務契約みたいなものが何か随意で大手のところに流れる危険性とかはないのか。あるいは、つくったシステムというのは、今は分進秒歩の時代ですからすぐレガシーシステムになるわけですが、それが、最適化計画ということで、どのような形でそれをすることも含んで、今、四分社化というものを一つの目的に情報システムを組んでいくか、お伺いしたいと思います。

竹中国務大臣 伊藤委員が冒頭でおっしゃられた、基本的には通信も金融もやはり情報産業である、この御指摘はまさに核心を突いておられるというふうに思います。

お尋ねの、情報システムはどのように構築されて、そして、四社のうち、どのように保有してシステムをよりよいものにしていくのかという大変重要な大きなお尋ねでございますけれども、日本郵政公社におきましては、公社が行う業務に必要な情報システム、今の情報システム、それぞれの関係部署が計画的にシステム開発を行っているというふうに承知しております。

今度は、公社の資産等の具体的な切り分けの話になってくるわけですが、これは新経営陣、これは準備企画会社の経営委員会でございまして、ここが承継計画において定めるということにしております。

その際の手順としましては、まず主務大臣、これは内閣総理大臣及び総務大臣でございますが、主務大臣が作成する基本計画に従ってもらう。新会社の経営陣となる準備企画会社の経営委員会が、公社の協力を得ながら、おのおのの資産についてより詳細な承継の実施計画を決定していく、そして主務大臣の認

可を受ける。そういう手順に相なります。情報システムの帰属につきましても、この手順によりまして、最終的には承継計画において定められていくということになるかと思えます。

お尋ねの個々のシステムの帰属、そして委員は、そのバックアップ体制の問題もあるじゃないかと、大変重要な御指摘だと思います。そうした点、個々の具体的な問題につきまして、今申し上げましたような手続によって、手順によって、承継計画において定められていくことになるというふうに承知しております。

伊藤（信）委員 外枠のガイドラインはお伺いしたわけでございますけれども、私は、実際、非常に問題になるのは、この情報システムをどこが保有するのか、どこに一義的な運用責任なり運用権限があるのかということを確認にしないと、多分、情報システムの物理的な位置はそれぞれの局に置かれると思えますし、必ずしも四つの物理的な情報機器があるわけではないと思うんです。ですから、その辺を明確にしないと、今のふわっとした、頭をなでるようなガイドラインでは、国民の皆さんもなかなか、本当にセキュアな、そしてまた後段問題になるようなことがないような情報システムがつかれるのか、いささか疑問だと思います。

その辺、まず、どこが所有するという青写真を描いているのか、その点も明確にしながら、お答えいただきたいと思えます。

竹中国務大臣 委員が御指摘の点は、単にハードだけではなくて、やはり管理システムそのものの問題だろうと。管理システム、その運用の責任と権限の帰属等々、管理システムをどうつくり上げていくかこそが顧客の安心のやはり基礎であろうという御指摘であろうかと思えます。その点は全く異存のないところでございます。

ただ、では、今の時点で、そうしたことについて、法律の枠組みの中でそういうことの具体的なものが記されているかということ、それは先ほど申し上げましたような趣旨で、手順は記しているわけでございますけれども、これは、公社のCIO、そしてこれから決まってくるであろう新経営陣、その中のCIO的な方がまたいらっしゃるんだと思えますが、そういう方々に、まさに専門家の情報も踏まえながら、しっかりとつくっていただくということに尽きるのであろうと思っております。

我々としては、制度設計の段階で、そういうことの実効性がしっかりと保たれますように、基本計画を主務大臣がつくる、そして実施計画を詳細に経営委員会が作成する、そして最終的に主務大臣の認可を受けるという手順を明確にしているところでございます。

中身の専門的なことについてお答えできなくて大変恐縮でございますが、法律、枠組みとしてはそのようになっているということでございます。

伊藤（信）委員 そういたしますと、それぞれの四社の経営者あるいはCIOが、私の方がこういう権限を持つべきだというような係争なり議論になった場合、法律的な裏づけがないということになりますね。これは非常に各社の経営を進める上で基盤的な投資あるいは基盤的なものだと思うんです。そのこと

を明確にしないまま各社が戦略を立てること自体が私は難しいと思うんですけども、大臣にお伺いしたいと思います。

竹中国務大臣 繰り返し申し上げますが、伊藤委員の御指摘は、実際の、公社を円滑に運営させる、公社が民営化された後円滑に運営させるという意味から、特に顧客の安全、安心、利便性から大変重要なポイントであるというふうに思っております。そうしたことに関して、責任とまさに権限の明確化を伴うような全体のシステムの設計ということを行っていくわけですが、当然のことながら、それぞれの利害、立場というのが出てくると思われます。

そうしたことも含めまして、しっかりと調整を、この持ち株会社、この日本郵政株式会社の中で、全体のバランスをとりながら、しっかりと責任と権限が明確化されるようなシステム、そして同時に利用者の安全が守られるようなシステム、それをやはりつくっていただく、そこを承継計画の中で明らかにしていただいて、主務大臣でしっかりとそれを認可する、そのようなシステムになっていかざるを得ないというふうに思っております。

そうした全体的な設計をある意味で行うために、この持ち株会社が、日本郵政株式会社が、いわばヘッドクォーターとしての役割をしっかりと果たしていただかなければいけないというふうに思っております。

伊藤（信）委員 今私どもはこの法案を審議しているわけですが、結局、法案をなぜ審議しているかということ、民営化して、また四分社化してやっていけるのかということを見通して、その上で判断するということがございますから、もしその見通しが法案上つかないということになると、法案を審議する上において大変判断材料に迷うということにもなると思っていますので、私は、法案の修正も含めて、その辺をよく御検討いただきたいと思っております。

次に、情報ということに関してさらにお伺いしたいと思いますけれども、現在郵政公社が持っている個人情報を含む膨大な情報があります。この情報は、四分社化されるそれぞれの会社にどのように分割、継承されるのか、そして、その際の法的根拠は何かということについてお伺いしたいと思います。

竹中国務大臣 郵政公社が行っている事業、郵政の事業は、国民の約八割の顧客データを持つということになる、その意味では、他の事業はよくわかりませんが、これは恐らく日本最大の情報事業になるということなんだと思います。そして、公社が保有する個人情報を含むところの情報は、四分社化されるわけですが、そのときにどのように分割、保有されるのかというのは、これは大変国民にとっても重要な関心事になるかと思っております。

公社が現在保有しております個人情報を含む情報、データベースについては、公社が行うそれぞれの業務のために保有している、それぞれの業務があって、その業務のために保有されているということに相なります。したがって、その民営化に当たっては、承継計画に定められるところによって、それぞれの業務を承継する法人が承継することになるというふうに考えなければいけないと思っております。

例えば、郵便物の配達業務のために保有するデータというのはあるわけですから、この郵便物の配達業務のために保有するデータという

のがもしあれば、それは郵便の業務を承継する郵便事業会社が承継することになる。他の事業についても同様に考えるべきであろうかというふうに思います。

伊藤（信）委員 私は、実際見ると、大臣がおっしゃったように簡単ではありませんし、また、物理的になかなかそれは不可能なことだろうと思います。

御存じのように、情報というのは、前段に申し上げたように、コンピューターといいますか、電子媒体にあるものもありますし、それから、従来型といいますか、紙媒体にあるものもあります。同時に、見逃していけないのは、人間の脳にあるものがあるんですね。そういったものを果たして、四分社化されたときに、そんなに大臣がおっしゃるようきれいに切り分けることができるのか、私はできないだろうと思います。そういった場合、ではどういうことが起きるのかと申しますと、次の問題が起きるんですね。

今は公社ということで、ある程度国の後ろ盾があるということで、それぞれの国民は、それぞれの目的で個人情報を出しているわけですね。意識的に出している場合もありますし、無意識的にとらえている場合もあると思います。しかし、今度は民営化するということがありますから、これは民になるわけですね。

それからもう一つは、四分社化されることになりますから、公社全体の目的とは異なるわけでございます。そうすると、公社に出した情報というのはあくまで公社という前提で出したものでありますから、これを民間の一会社がそれぞれが使うということになりますと、これは個人情報の第三者に対する供与ということになります。

御存じのように、個人情報法の二十三条では、この第三者に対する供与というのは本人の許諾を得なければできないということになっております。果たして、個人情報法に基づいてほとんどの国民の個人情報を一々本人の許諾をとることが物理的に可能なかどうか、あるいはオプトの請求があった場合、それに対応することは本当に可能かどうか、この辺、お伺いしたいと思います。

竹中国務大臣 情報の切り分けは、本当に実務上は大変難しい問題であるというふうに思います。特に、委員が言われました人間が覚えている情報をどのように考えるのかというような、非常に御示唆に富む御指摘も今ございました。

そこで、直接御質問のございました、要するに利用目的以外の目的云々、ここは、個人情報保護の観点からも、やはりここ数年来最も中心にこの議会でも議論された問題であろうかと思えます。

私なりの整理を申し上げますと、日本郵政公社は、これは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の適用を受けている。これはまさに、アンブレラとしての個人情報保護法というのがある、その公的、独立行政法人版だ、そういう位置づけになろうというふうに思っております。その独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の適用を受けているわけですが、その第九条第一項において次のように書かれております。「独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために」「個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」

御指摘のように、法令に基づく場合を除き、何か別のことに使うんだったら一人一人の許諾が要するという、委員のお尋ねはその点にあるかと思いま

す。

公社が保有します個人情報を含むデータベース、情報につきましては、民営化に伴い新会社に承継されることになる。この当該承継は、郵政民営化法に基づき承継計画に定められるところに従って行われるということになりますので、独立行政法人等個人情報保護法第九条第一項の「法令に基づく場合」に該当するというふうに考えます。法令に基づく場合を除き、目的外云々は現に制限されているということですので、その意味では、この「法令に基づく場合」に今回は該当をするというふうに考えているところでございます。

伊藤（信）委員 今の点は、多分法的に解釈の分かれるところだろうと思います。

今、官から民ということで、独法なりあるいは役所の持っているデータが民間事業に渡るということでありますけれども、それが、組織改正という法律があれば自動的に個人情報法もそれに遡及して、許諾を得なくていいということについては、私は国民の納得はなかなか得られないのではないかなと思います。

やはり国民の中から、私の情報を、もし民営会社になるんだったらオプトで消してくださいとかいうことが出てくると思いますね。その場合、係争になると思いますけれども、そういうことは想定なさっているのでしょうか。

竹中国務大臣 今申し上げましたように、私どもの解釈は、これは先ほど読みました独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律で「法令に基づく場合」に該当するというふうに、これは委員、解釈の問題はいろいろあるかもしれないねとおっしゃいましたですが、私どもはそのように解釈をしているところでございます。

ちょっとこれは正確に、必要があれば後ほど調べさせていただきますが、その場合に、個人情報については、どの場合も、通常の場合も、自分の情報について、個人情報を守るためにいろいろな措置をとってくれというようなことは、これは個人からいろいろなことをやることは可能な仕組みもあったかというふうに承知をしております。ちょっと今、法令が手元にございませんので、不正確であるといけませんから、後でまた調べさせていただきますが。

それは、当然、そのような一般的な法令の枠組みの中で考えていくべき問題であろうかと思っております。

伊藤（信）委員 それでは、次の段階に進みたいと思います。

十二年後に完全に四分社化して、銀行と保険は民間会社になります、残りの二つは特殊会社ということだろうと思いますけれども。この四分社化されたそれぞれの会社が、四人以下の局で実際活動するわけでございますね。そしてまた、自由になりますと、窓口会社、郵便局会社は、複数の金融機関や複数の保険会社あるいはほかの業態の諸般のビジネスの委託を受けるということもできるわけでございますね。

そうしますと、カスタマーといいますか顧客が窓口に来ますと、一義的には、窓口の方に口頭なり書面で個人情報を含む情報を出すというケースが想定されるわけでございます。このときの情報の帰属というのは、本来、例えば、その人が郵貯銀行に口座をつくるということによって来たならば郵貯銀行に属すると法的

に解釈されると思いますけれども、物理的には窓口会社の職員の知るところになるわけであります。しかし、窓口会社の職員は、同時にほかの保険会社や郵貯以外の金融機関の窓口もしているということが十分に想定されますと、個人情報保護法の方でも問題になる。

もう一つは、利益相反ということが起きてくるんだろうと思います。

民営化というのは大変きれいな言葉なんですけれども、すごく汚い言葉を使えば金もつけ集団にするという意味もありますから、そうしますと、窓口会社の職員もどういうインセンティブで働くかということ、やはり自分の販売手数料を上げて営業成績を上げようというインセンティブが当然働くわけでございますね。そうすると、ある方が預金をしたいというふうに来た場合、頭の中のドメインというのはコンピューターのように分けられませんから、これだけお金があるんだったらこっちのシティバンクさんの方がいいですよ、外貨預金の方がいいですよ、あるいは、いや、ちょっと健康の問題もありそうですからどこそこの保険に入った方がいいですよと勧めないとも限らないですね。でも、それは頭の中で起きることですから、証明のしようがない。

それから、局が小さい場合、御存じのように、局長も含めて二人とか三人とかしかいないんですよ。そうすると、幾らコンピューターのアクセス権限を、これは銀行ですとか、これは保険ですとか、これは郵便ですとか分けても、同じ人が四つにアクセスすれば同じことですから、それは頭の中でインテグレートすればいいわけですから。そうなった場合に、まず個人情報保護法の方でも私は問題になると思います。

もちろん、名目的には、銀行の情報は保険には行かないとか郵便の事業の方には行かないということになっているけれども、現実の郵便局の運営を見れば、同じ人間が現在三つの事業をしておりますし、四分社化になれば四つの事業をするわけですから、それぞれの個人情報四つの事業の中で本人の許諾なくして使われるという蓋然性は極めて高い。

それと同時に、利益相反という問題を窓口の職員について法的な措置をしないと、これはビジネス上あるいはモラルハザードという意味でも大変な問題が起きるんだろうと思います。

その二点、大臣がどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

竹中国務大臣 具体的な窓口での大変重要な問題の御指摘でございます。

要するに、郵便局会社は同業複数の企業から委託を受けて業務を行うことが可能になる、その際に個人情報保護法上の問題はどうかということ。また、複数業務をこなす窓口会社職員、一人が複数業務をこなす場合に複数の委託元の個人情報を保有することに問題はないか。さらに、それに加えて最後に御指摘されたのは、ある特定商品を優先的に販売する等の利益相反の問題が生じないか。いずれも極めて重要な問題だと思います。

まず、郵便局会社そのものでございますが、これは他の規模の大きな企業と同様に、個人情報保護法を含みます、個人情報保護法の適用を受けます、それ以外の各種規制の適用を受けて業務を営むということになります。郵便局会社は、この場合、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者、例の取扱事業者としてその保有する個人情報を目的に沿って適切に利用する義務が生じるということになります。

郵便局会社が複数の事業者から受託した事業に関して管理するという事になる個人情報につきましても、それぞれの利用目的に沿って当然利用すべきものであって、それ以外の目的に利用することは、これは新たに本人の同意等の所要の取手をとらなければ基本的には許容はされないということに相なります。

また、郵便局の職員が複数の事業者から受託した事業に関する個人情報を取り扱うということに関しましては、郵便局会社は、個人情報取扱事業者として従業員である郵便局の職員の必要かつ適切な監督を行う必要が生じます。具体的には、個人情報の漏えいの防止、利用目的制限の遵守等について、教育そして訓練を行う等の安全管理措置を講ずる必要があるというふうに考えられます。

このような安全管理措置を講じて個人情報の種類ごとの利用目的制限を遵守していけば、郵便局の職員が複数の受託業務を取り扱うということは個人情報保護法上許容されているというふうに考えられるところでございます。

さらに、郵便局会社は多種多様な商品、サービスを取り扱うこととなりますけれども、このことによって直ちに利益相反が生じるというものではないというふうに考えております。いずれにしましても、郵便局会社は委託元との契約内容や各種規制を遵守して商品、サービスの提供を行う必要がある。

なお、民間において実際に今どうなっているかといいますと、これは損保代理店が複数の損害保険会社の商品を販売している例、銀行が複数の投資信託商品を販売している例等々でございます。既に同種の複数の事業者から受託した業務を取り扱う事例があるというふうに承知をしております。

私が今申し上げたのは、個人情報保護法の中での枠組みの中でしっかりとやっていたきたいということに尽きるわけでございますが、委員は、恐らくそれは御承知の上で、しかし実務上は大変難しいね、そのような御指摘だろうかと思えます。

その意味では、今最後に、銀行が窓口で複数の商品を扱っている、損保代理店が複数やっているというふうに申し上げましたけれども、そういった意味での職員の教育訓練等安全管理措置というのを、これは本当にしっかりと新しい会社にはやっていたかなきゃいけないというふうに思っております。

伊藤（信）委員 まさに教科書的なというか、マニュアルのお答えがあったわけですが、実態の運営はそうじゃないんですね。

例えば、私のところに郵便局の職員が簡保の勧誘に来ますけれども、これはやはり郵便局の職員として私のいろいろな状況を知った上で来ているんですね、もちろん言いませんけれども。もちろん、簡保の引き落としは今主には郵貯から落とされますよね。ですから、今はまさに三事業一体となって、そのシナジー効果で逆に郵政事業のバリューといいますかコーポレートバリューがあると言っても過言ではないと思うんですね。

ですから、逆に、四つの違う会社に分けるということは、当然、個人情報保護法の規定をそれぞれの会社が受けますから、いわゆるコーポレートバリューを減価させるという効果といいますか影響が非常に大きいのではないかと私は思う。

そう考えてみますと、御存じのように、小さい局、特に特定局、簡易局の大部分は、七、八割の収入は郵貯、簡保によって得ているということは皆さん御存じのとおりですが、具体的に、四名いない局では、銀行業、保険業を

するのは、実態運営上、私は難しいと思いますよ。

それで、骨格経営試算を見ますと、保険の方は四千名、銀行の方は八千名と
いうようなことがA、B案ともに書かれているわけでございます。そうします
と、引き算をしますと、二万七百の局では保険をやれない、あるいは一万六千
七百の局では銀行業をできないということに実態的にはなるんじゃないかなと
私は思うんですけども、それについての大臣のお考えをお聞かせください。

竹中国務大臣 今の数字、もう一度後でまた確認、必要があればさせていただ
きますが、基本的には、郵便局会社というのは、これは窓口業務を行うわけ
でございますので、ここで銀行業務を行うわけではございません。代理店の業
務を行うわけでございます。そこには当然のことながら、窓口にそういう代理
店、預金の販売、それと金銭の受け入れ、授受、そのようなことを行う方々は、
特定局等々も含めて窓口会社に帰属をするという形になります。

その意味では、銀行業務を行えないということではなくて、銀行業を営む銀
行はあります、そしてその代理店としてやるわけでございますので、イメー
ジは委員おわかりだと思いますが、そういうことを制度としてつくっているわ
けでございます。

伊藤（信）委員 それはよく存じ上げているんですけども、窓口会社に十
三万五千配置しようというB案も読んでおりますけれども。要するに、先ほど
私が申し上げたように、銀行代理業であっても、窓口の職員がそれを受けるわ
けですね。その後ろには八千人しかいないとすれば、いわゆる銀行本業の人は
いないということですね。

そうすると、窓口の職員は一人ですから、その一人の人が頭の中にあるほか
の情報を全く使わないで銀行代理業をするというのは、極めて心理学的にもブ
レーンサイエンスの面でも難しいと思いますよ。また、それを使ったか使わな
いかということを証明すること自体も難しいと思います。

ですから、実態的に、今のような人員配置でいくなら、そしてまた、これか
らは、公社といいますか、四分社化といったら、さらに人を減らそうというわ
けですから、ますます一人局、二人局がふえるわけですね。その一人局、二人
局で法令を、コンプライアンスを守って銀行代理業、保険代理業、あるいはそ
の他の業を行うということは、教科書的にはきれいにおっしゃられるかもしれ
ないけれども、実態としてはかなり難しいのではないかと思いますけれども、
その辺、窓口会社の職員に大臣がおなりになった立場で、ちょっとお話しいた
だきたいと思います。

竹中国務大臣 窓口でその代理業を行う、まさに一人の方がいろいろな業務
を行う、これは大変難しいことであるという御指摘、これはそのとおりなんだ
と思います。

ただ、現実に、今の機能といいますかファンクション、機能を見ますと、今
まさにそういう状況になっているわけでございますよね。これは現実に、窓口
で郵便切手を売って、証明郵便を受け付けて、そして預金もやるということで、
今既にその難しい業務を現場の方は大変難しい状況の中でこなしておられると

ということだと思います。

委員の御指摘は、それを御承知の上で、それに加えて、コンプライアンスというお言葉を使われましたが、コンプライアンスがやはり新たな問題としてそこに出てくるだろう、それをこなすのはさらに大変難しいのではないかとということであろうかと思えます。

コンプライアンスは、これまた今でも、実は、先ほど申し上げましたような法律等々がございますので、個人情報の保護に関するものも含めて適用されているわけがございます。それを、しかし、分社化されて民間会社になるということによって、よりやはりしっかりとやっていただかなきゃいけない。その意味で、窓口の皆さんもさらに大変だというのは、私はそのとおりであろうかと思えます。

結局のところ、今の我が国の個人情報の保護の枠組みそのものの中で考えますと、先ほど申し上げましたように、職員の訓練、教育等の安全管理措置を講ずる、それをやはりしっかりとやっていくということに尽きるわけがございます。

例えば、具体的な適正、安全な管理としては、個人データ内容の正確性の確保というのが個人情報保護法の十九条にありますけれども、その具体的な措置としては、個人データ入力時の照合、確認手続の整備、それと記録事項の更新、保存期間等々の設定等々、やはりそういう実務的にしっかりとしたことを積み重ねていくということなのではないかと思えます。

その意味では、今も難しい仕事を公社の窓口の方はやっておられますし、コンプライアンスにさらに努力をしていただいて、個人の情報がしっかりと保護されるようにしていただく、それに尽きるであろうと思っております。

伊藤（信）委員 何となく、私の質問に直接お答えいただいていないような感じがするんですけども。

要するに、公社と民営化の大きな違いは、公社は、もちろんお金をもらっては仕事をしていますけれども、公のためにしているわけですね。民営化するということは、さっき汚い言葉と申し上げました、要するに、お金をもうけるということが、その会社なりその職員のインセンティブになるわけです。特に、生き残ろうと思う小さな局の窓口会社の方は、やはり売り上げを上げなければなりません。そしてまた、そのことがその方の報酬の増加にもつながるわけです。

だから、そういうお金をたくさん取ろうというインセンティブで人が動くようになりまますから、公社のときのモラルとかコンプライアンスとは別の次元のマネジメントというものをしないと、私は、特に個人情報保護とかあるいは利益相反の問題の解決がつかないのではないかと思えます。

そういう意味におきまして、やはりその部分も手当てした修正ということが私は必要だと思いますし、そのことがなければ、実態というものに即して四社でやっていけるかという見通しを、国民がなかなか持ちづらいたらうと私は思います。

時間があと二分なので最後に申し上げますけれども、私は、結論的に申しますと、もし今のままでいくと、実際は、小さい特定局とか簡易局というのは、銀行代理業、保険代理業ができなくなると、結果としてやっていくことができないんだらうと思えます。できなくなるといふことでありますけれども、

じゃ、実際にどういうビジネスモデルでやっていけるというふうに青写真をお考えなのか、それを最後にお伺いしたいと思います。

竹中国務大臣 特定郵便局を含む郵便局会社の郵便局で提供されるサービスにつきましては、まず郵便については、これは法律上、郵便事業会社に対して、郵便窓口業務を郵便局会社に委託することを義務づけるということでもありますから、その局のビジネスの一つのコアの部分として義務づけられた郵便窓口業務というのが存在するというところに相なります。

今重要な役割を占めております貯金、保険の業務に関しては、これは、みなし免許を付与するに当たって、最低限、移行期間をカバーする長期安定的な代理店契約、そして保険募集委託契約があること、これを免許の条件として付すということにしておりますので、このような免許条件によって、郵便貯金銀行、郵便保険会社の郵便局会社への業務委託が長期にわたり担保されている。これも一つのビジネスのあり方を担保するものであろうかと思えます。

その後は、郵便局ネットワークの重要性、新たな自前の店舗網やその募集体制をつくる。これは、銀行、保険にとっては膨大なコストがかかりますことを踏まえたと、やはり全国一括の代理店契約が継続され、基本的には、これに基づいて、各郵便局において、コアとしての郵便以外に、引き続き貯金、保険のサービスが提供されるというふうに私は考えますけれども、それでも仮に過疎地などの一部の郵便局で貯金、保険のサービス提供が困難となる場合には、社会・地域貢献基金を活用して、地域にとって必要性の高いサービスの確保を図ることとしている。

これは、先ほど、お金もうけを中心という御指摘がありましたが、もちろん収益性を上げていただくことは重要でございますが、同時に、郵便局会社、郵便事業会社は、これは社会的な役割を担っているということで、それを果たしていただけるような枠組みも同時につくっておりますので、これは郵便局におきましてそういう形でしっかりとビジネスが展開していただけるものと思っております。

加えて、ネットワークは我々はやはり大変な資産だと思っておりますから、これを活用して幅広い事業を営んでいただいて、経営もよくする、そして利便性も高める、そのような形をぜひ可能にしていきたいと思っております。

伊藤（信）委員 これで質問を終わります。